

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

一
七

告 示

福島県告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区川子字大迫四の一、四の二、五
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南相馬市鹿島区榎原字小離一一、一二
- 四 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南相馬市鹿島区上榎窪字深田三一、三二
- 五 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南相馬市鹿島区榎原字中平九七から一〇六まで

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区柵窪字瀬ノ沢一四二、一四三、一四五、一四六、一五〇
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区柵窪字皆原四四、四五、四七から五〇まで、八三、八五、八六、九一から九六まで、九八
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区柵窪字菅田一九の一、二〇、二二、二三の一、二四から二七まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区小山田字ブナ坂七一四、七一五
 - 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区檜原字竹花三、四、七、八、九の一、九の二、一〇、一一、字地藏前六一
 - 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第七百九十二号**
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 二本松市上太田字梅沢四一八、四一九、四四五から四四七まで、四五七
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字梅沢四四六（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 二本松市杉沢字川前五一、五二、五五から五七まで、六〇、六一、六五
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川前五五（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 二本松市初森字萱野二、三、六、七
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字萱野二、三
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 二本松市田沢字中森四、五
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中森四・五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 二本松市初森字正切五四、五五、五六
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字正切五四・五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 1 二本松市田沢字小屋内一〇九、字若林二
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市西新殿字東山一の一、一の二
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市杉沢字江戸内一二四の一、一二五、一三七、一三八
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市西新殿字沖田七一、七二
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市杉沢字道海五五、一一六、一二〇の一、一二二
 - 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 福島県告示第七百九十三号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
- 令和三年十二月十日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市杉沢字登戸三六の一、一二〇の一、一二一の一
 - 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二本松市小浜字鳥居町一〇六

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西勝田字無行田五五の二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市成田字清水二〇四、二三九、字大黒一八
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市百目木字本館一七五
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西新殿字柏崎二〇
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西勝田字無行田五四
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二本松市西勝田字下太池田七二の一、七四の一、七五
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二 二本松市太田字下川前二二五の一、二二二六、二二二七の二、二二二八から二二三三まで、二三四の一、二三五の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二 二本松市木幡字塩沢六七の一、六七の二、六八の二、六九の二、七〇の一、七〇の二
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 二 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二 二本松市太田字稲場前五七の一、六〇の二、六一、八二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 四 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二 二本松市戸沢字美女木一七二から一七六まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字美女木一七二（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 五 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 二 二本松市戸沢字白猪森山一の七、字熊ノ久保一五六
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 二 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白猪森山一の七（次の図に示す部分に限る。）、字熊ノ久保一五六（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二本松市木幡字才明六〇の一、六九、七〇の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字才明六〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水
産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百
八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内
容の要旨は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

芳賀盛雄 芳賀新八

二 通知内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
の指定施業要件を変更する予定である件（令和三年福島県告示第七百四十一号）に
よること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ
り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ
と。

（森林保全課）